

2021年4月26日

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

『NHKのためのイノベーションリポート』又は『NHKイノベーションリポート』に係る文書の開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、求めの文書はNHKが業務として作成に取り組んだものではなく、また、NHKが職員に業務として作成を指示したものではないことから、NHK役職員が業務上共用する文書として保有しておらず存在しないため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書はNHK役職員が業務上共用する文書として保有しておらず存在しないため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

当審議委員会において、関係部局から説明を聴取したところ、開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

2021年 4月26日（第301回審議委員会）

第834号

諮問、審議、答申